第１条のうち地方税法施行規則第十六号の六様式別表記載要領の改正規定中「個人番号又は」を削り、「個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には」を「法人の場合は、」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改める。

第１条のうち地方税法施行規則第二十四号の五様式の表の改正規定中「3/4」を「4/3」に改める。

第１条のうち地方税法施行規則第二十四号の六様式の表の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改め、同様式記載心得の改正規定中「個人番号又は」を削り、「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者が法人の場合は、申請者の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第二十四号の七様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者が法人の場合は、申請者の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第二十四号の八様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「第603条の２の２第３項」及び「第603条の３の２第３項」を「第603条の２の２第２項」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者が法人の場合は、申請者の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第二十四号の九様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申告者が法人の場合は、申告者の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第二十四号の十様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者が法人の場合は、申請者の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第二十四号の十一様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者が法人の場合は、申請者の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第四十九号様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申請者（譲渡者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第五十号様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申請者（譲渡者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第五十一号様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申出者（譲渡者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申出者（譲渡者）が法人の場合は、申出者（譲渡者）の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条のうち地方税法施行規則第五十一号の二様式の改正規定中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に、「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に、「申請者（譲渡者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」を「申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の」に、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること」を削る。

第１条中地方税法施行規則第五十五号の六様式の改正規定を削る。

附則第二条第八項中「及び第五十五号の五様式から第五十五号の七様式まで」を「並びに第五十五号の五様式及び第五十五号の七様式」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、「同条第四項及び第十一項の規定による届出」を削る。

附則第六条第二項及び第三項を削る。

附則第十条第二項及び第三項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。